

令和4年度 指導監査の結果について（保健福祉政策課）

【主な指摘事項】（会計・経理・労務）

- ▶ ・小口現金の運用について、適正な管理が行われていない。
- ▶ ・通帳と印鑑の保管について、相互牽制体制がとれていない。
- ▶ ・契約行為を行う際、稟議書等による内部の意思決定がなされていない。
- ▶ ・年次有給休暇の取得が適正に行われていない等がありました。

※保健福祉政策課が指導監査を実施した施設については、R5.4.6に監査結果の総評を電子メールで送信していますので、詳しくはそちらをご確認ください。

令和5年度 施設監査等の変更点について（保健福祉政策課）

【変更点】（会計・経理・労務）

- ▶ ・中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置が、令和4年4月1日より義務化されたことに伴い、事前提出書類に「労働施策総合推進法」に基づくハラスメント対策について確認項目を追加しました。
- ▶ ・令和5年4月1日から中小企業にも「月60時間以上の時間外労働」について割増率50%以上の率で計算した割増賃金の支払いが義務付けられました。就業規則等の変更が必要になる場合がありますので、確認をお願いします。
- ▶ ・令和4年4月1日から「育児・介護休業法」が3段階で改正されています。就業規則等の変更が必要になる場合がありますので、確認をお願いします。